モエレ沼公園・サッポロさとらんど周辺地区景観まちづくり指針

今回変更　別図3

○この指針は、札幌市景観条例第 42 条の 4 に規定する「地域特性に応じた魅力的な景観を形成するための指針」として、同条例第 42 条の 6 に基づき地域の皆さまのご意見を踏まえ策定するものです。
○指針では、建築物の新築や増築等、景観形成に影響する所定の行為を、地域届出対象行為（行政への届出を要する行為）として定め、地区の皆さまとの協議を通じて地域景観形成基準に沿った建築物等を誘導していくことで、地区の魅力や価値の向上、居心地の良い空間の形成を図っていきます。

【決定番号第７号】
決定　令和４年３月29日（告示第 1119 号）

1　総則

名　　称	モエレ沼公園・サッポロさとらんど周辺地区景観まちづくり指針
背景と目的	モエレ沼公園・サッポロさとらんど周辺地区（以下「当地区」という。）は、毎年多くの市民や観光客が訪れる本市有数の観光地である。「札幌市まちづくり戦略ビジョン」では、当地区を札幌の魅力と活力の向上を先導する高次な都市機能が集積する拠点（高次機能交流拠点）と位置付け、市民や来訪者の創造性を刺激する多様な活動の拠点として、機能や魅力のさらなる向上を推進することとしている。 当地区は都市計画法に基づく市街化調整区域に指定されているが、平成 30 年度に策定した「市街化調整区域の保全と活用の方針」では、良好な自然環境や優良な農地の保全を前提としながら、市街化調整区域の土地利用規制を限定的に見直すことと、モエレ沼公園とサッポロさとらんどをつなぐ動線上において建築物の建築に関する基準の強化などの良好な景観形成に向けた取組を行うことを定めている。 本指針は、このような背景を踏まえ、当地区で建築等を行う際における地域届出対象行為や地域景観形成基準を定めることにより、地区にふさわしい良好な景観の形成を誘導していくことを目的とする。
位置･対象区域	景観まちづくり推進区域及び景観誘導区域は別図１のとおりとする。
景観特性等	当地区は、区域全体が都市計画法に基づく「市街化調整区域」に指定されており、起伏の少ない平坦な土地、高い空やみどりなどによって、開放感にあふれる空間が広がっている。地区内には、彫刻家のイサム・ノグチがグランドデザインを手がけ、札幌景観資産にも指定されている「モエレ沼公園」と、田園空間の中で農業や自然と親しむことができる農業体験交流施設「サッポロさとらんど」があり、市の内外から毎年多くの人が訪れるなど、札幌の「顔」となる地区である。 一方で、モエレ沼公園とサッポロさとらんどをつなぐ動線上には、ゴミの散乱や老朽化した工作物が点在するなど、一部、良好な景観を損なうような状況も見受けられ、札幌の「顔」にふさわしい景観を形成していくためには、これらの改善が必要である。

<table>
<tr><td rowspan="3">景観形成の目標・方針</td><td>目　標</td><td>札幌の「顔」にふさわしい魅力的な景観の形成</td></tr>
<tr><td>方　針</td><td>１　高く広がる空やみどりとの調和を大切にする
２　美観の維持を大切にする</td></tr>
<tr><td colspan="2">本指針では、これらの背景や当地区の景観特性を踏まえ、「札幌の『顔』にふさわしい魅力的な景観の形成」を当地区における景観形成の目標とする。また、景観形成の目標を達成していくため、次の２つを景観形成の方針とする。

■方針１　高く広がる空やみどりとの調和を大切にする
建築等を行う場合は、当地区の景観特性である高い空やみどりによる開放的な空間を尊重することで、建築物等が高い空やみどりと調和し、さらには互いに引き立て合うような景観を目指す。

■方針２　美観の維持を大切にする
建築物等の維持補修や、建築物等の敷地周辺の定期的な清掃等を行い、美観が維持された景観を目指す。

市及び当地区の関係者がこれらの目標、方針を共有し、次章に示す地域景観形成基準に沿った取組を行っていくことで、来訪者にとっても生活する人にとっても居心地の良い、高次機能交流拠点にふさわしい魅力あふれる景観を目指す。</td></tr>
<tr><td>視点場及び指定路線</td><td colspan="2">当地区の景観を検討する上で、特に重要となるモエレ山頂上及び道路を、以下のとおり、「視点場」と「指定路線」として定める（別図１）。建築等を行う際は、「視点場」及び「指定路線」からの見え方に特に配慮することとする。
【視点場】
景観まちづくり推進区域内を見渡すことができるモエレ山頂上を視点場とする。
【指定路線】
モエレ沼公園とサッポロさとらんどを結ぶ沿道において、良好な景観の形成を進めるため、景観まちづくり推進区域内の主要道路（札幌当別線、雁来篠路連絡線及び福移沼端線）を、本指針における指定路線とする。</td></tr>
</table>

２　基準に基づく景観誘導

	モエレ沼公園・サッポロさとらんど周辺地区利便施設認定要綱※の認定に係るものに関する基準	左記以外のものに関する基準
地域景観形成基準	１　景観計画区域における景観形成基準 札幌市景観計画に定める景観形成基準に準拠すること。 ２　地域の特性を踏まえた地区独自の基準 ⑴　建築物に関すること ■配置・規模 ア　建築物は、開放的な空間を損なうことがない高さ・規模とするよう努めること。 イ　当地区の開放的な空間を維持するために、建築物は道路境界線や隣地境界線から可能な限り後退させるよう努めること。その際、外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は 2.0m以上、隣地境界線までの距離は 1.0m以上となるよう努めること。 ウ　建築物の各部分の高さは、道路境界線までの水平距離に５ｍを加えたもの以下となるよう努めること（別図２参照）。 エ　当地区の開放的な空間を維持するために、建築面積が敷地面積の 1/2 以下となるよう努めること。 ■素材 ア　外装材の全部又は一部に、石材、木材等の自然素材の活用を検討し、周辺の空やみどりと調和した魅力的なしつらえとなるよう努めること。 イ　外装材に自然素材以外のものを使用する時は、空やみどりと調和する素材を選定するとともに、色彩は地区全体の基準に沿ったものとするよう努めること。	１　景観計画区域における景観形成基準 札幌市景観計画に定める景観形成基準に準拠すること。 ２　地域の特性を踏まえた地区独自の基準 ⑴　建築物に関すること ■配置・規模 ア　建築物は、開放的な空間を損なうことがない高さ・規模とするよう努めること。 イ　当地区の開放的な空間を維持するために、建築物は道路境界線や隣地境界線から可能な限り後退させるよう努めること。 ■素材 ア　自然素材以外の素材を使用する場合は、汚れにくいものや変色しにくいものなど、美観を保持しやすい素材の選定に努めること。

※当地区の利便性を高めるため、立地を許容する施設の取扱い（施設の用途や認定要件等）を定めた要綱。令和４年４月１日策定。

	モエレ沼公園・サッポロさとらんど周辺地区利便施設認定要綱の認定に係るものに関する基準	左記以外のものに関する基準
	ウ　自然素材以外の素材を使用する場合は、汚れにくいものや変色しにくいものなど、美観を保持しやすい素材の選定に努めること。 ■色彩 ア　建築物の色彩は、当地区の景観に配慮したものとすること。特に、視点場及び指定路線からの見え方に配慮すること。 イ　素材の性質・特性を考慮し、色彩の選定を行うこと。 ウ　建築物の外観において基調となる色彩は、当地区の景観との融和を考慮して選定した「地域カラー（別図３）」及びその近似色を原則として使用すること。また、雑然とした印象を避けるため、外壁に使用する色数は２～３色程度を目安とすること。 エ　建築物の屋根及び屋上面については、視点場からの見え方及び外壁や周辺環境との調和を考慮し、明度、彩度を抑えた落ち着きのある色調を基本とし、使用する色数は原則１色とするよう努めること。また、色彩を選定する際は、光の反射による見え方の変化を考慮し、屋根の勾配や向きについても併せて検討すること。 オ　石材、木材などの自然素材やコンクリートなどを無着色で使用する場合又は各種法令で色彩が定められている場合においては、上記ウ、エの基準を適用しない。	■色彩 ア　建築物の色彩は、当地区の景観に配慮したものとすること。特に、視点場及び指定路線からの見え方に配慮すること。 イ　素材の性質・特性を考慮し、色彩の選定を行うこと。 ウ　建築物の外観において基調となる色彩は、当地区の景観との融和を考慮して選定した「地域カラー（別図３）」及びその近似色を原則として使用すること。また、雑然とした印象を避けるため、外壁に使用する色数は２～３色程度を目安とすること。 エ　建築物の屋根及び屋上面については、視点場からの見え方及び外壁や周辺環境との調和を考慮し、明度、彩度を抑えた落ち着きのある色調を基本とし、使用する色数は原則１色とするよう努めること。また、色彩を選定する際は、光の反射による見え方の変化を考慮し、屋根の勾配や向きについても併せて検討すること。 オ　石材、木材などの自然素材やコンクリートなどを無着色で使用する場合又は各種法令で色彩が定められている場合においては、上記ウ、エの基準を適用しない。

	モエレ沼公園・サッポロさとらんど周辺地区利便施設認定要綱の認定に係るものに関する基準	左記以外のものに関する基準
	■外構・みどり・駐車場 ア　視点場及び指定路線からの見え方に配慮し、駐車場及び付帯設備はみどりを活用した修景に努めること。 イ　視点場及び指定路線からの見え方に配慮し、各敷地境界に沿って効果的なみどりを配置するよう努めること。 ウ　敷地内の舗装は周辺のみどりと調和したしつらえとなるよう努めること。舗装の素材は、彩度を抑えたインターロッキング、平板ブロック、枕木、石材などアスファルトによらない素材の活用に努めること。 ⑵　工作物に関すること ■擁壁等 ア　工作物のうち、塀、さく、擁壁その他これらに類するものは、当地区の景観特性に配慮した形状・配置・色彩とするよう努めること。 イ　塀、さく、擁壁その他これらに類するものの色彩は、「地域カラー」のうち、アクセント色以外の色を使用し、可能な限り目立たないものとするよう努めること。ただし、石材、木材などの自然素材やコンクリートなどを無着色で使用する場合又は各種法令で色彩が定められている場合においてはこの限りでない。	■外構・みどり・駐車場 ア　視点場及び指定路線からの見え方に配慮し、駐車場及び付帯設備の周囲はみどりを活用した修景に努めること。 ⑵　工作物に関すること ■擁壁等 ア　工作物のうち、塀、さく、擁壁その他これらに類するものは、当地区の景観特性に配慮した形状・配置・色彩とするよう努めること。 イ　塀、さく、擁壁その他これらに類するものの色彩は、「地域カラー」のうち、アクセント色以外の色を使用し、可能な限り目立たないものとするよう努めること。ただし、石材、木材などの自然素材やコンクリートなどを無着色で使用する場合又は各種法令で色彩が定められている場合においてはこの限りでない。

	モエレ沼公園・サッポロさとらんど周辺地区利便施設認定要綱の認定に係るものに関する基準	左記以外のものに関する基準
	■太陽光発電設備 ア　工作物のうち、認定要綱に基づく建築物の敷地内で建設される太陽光発電設備については、視点場及び指定路線から視認しにくい配置とするよう努めること。 イ　太陽光発電設備や、付帯する工作物の色彩は、「地域カラー」を使用し、目立たないものとするよう努めること。 ウ　送電施設は地中化するよう努めること。 ⑶　広告物に関すること 【共通】 ア　広告物は空やみどりなど当地区の景観特性に配慮した配置・規模・形状となるよう努めること。なお、地区特有の開けた空間を阻害しないよう、広告物の規模は可能な限り小さくすること。 イ　発光を伴うものは、動光が変化しないものとすること。なお、敷地外から視認しにくい小規模なもの等はこの限りでない。 ウ　懸垂幕は設置しないこと。 エ　広告物は可能な限り彩度を下げた色彩を活用し、色数を絞る等配色の工夫をすること。 オ　表示内容は原則として屋号のみとすること。 カ　屋根及び屋上面に直接広告を表示しないこと。 キ　のぼり旗は原則設置しないこと。 ク　窓面広告物は原則として掲示しないこと。	■太陽光発電設備 ア　工作物のうち、太陽光発電設備は、視点場及び指定路線から視認しにくい配置とするよう努めること。 イ　太陽光発電設備や、付帯する工作物の色彩は、「地域カラー」を使用し、目立たないものとするよう努めること。 ウ　送電施設は地中化するよう努めること。 ⑶　広告物に関すること 【共通】 ア　広告物は空やみどりなど当地区の景観特性に配慮した配置・規模・形状となるよう努めること。なお、地区特有の開けた空間を阻害しないよう、広告物の規模は可能な限り小さくすること。

	モエレ沼公園・サッポロさとらんど周辺地区利便施設認定要綱の認定に係るものに関する基準	左記以外のものに関する基準
	【屋上広告物】 ア 屋上広告物の上端高さは、建築物の各部の高さを超えないこと。 【壁面広告物】 ア 各面１か所とし、建築物の形態や外壁の色彩等と調和のとれたものとすること。 【突出広告物】 ア 突出広告物は原則として掲示しないこと。 【地上広告物】 ア 地上広告物の高さは、原則として建築物の高さを超えないこと。 ⑷ 建築物等の維持管理等に関すること ア 建築物、工作物、みどり、広告物等は定期的なメンテナンスを行うとともに、敷地とその周辺の清掃を行うなど、美観の維持に努めること。 イ 屋外で土石、再生資源、建設資材、その他の物件を保管する場合は、可能な限り高さを抑えて、整然とした集積・貯蔵となるようにし、また、みどりを活用した修景に努めること。	【屋上広告物】 ア 屋上広告物の上端高さは、建築物の各部の高さを超えないこと。 【地上広告物】 ア 地上広告物の高さは、原則として建築物の高さを超えないこと。 ⑷ 建築物等の維持管理等に関すること ア 建築物、工作物、みどり、広告物等は定期的なメンテナンスを行うとともに、敷地とその周辺の清掃を行うなど、美観の維持に努めること。 イ 屋外で土石、再生資源、建設資材、その他の物件を保管する場合は、可能な限り高さを抑えて、整然とした集積・貯蔵となるようにし、また、みどりを活用した修景に努めること。

地域届出対象行為	1「景観誘導区域」内（敷地が「景観誘導区域」の内外にわたる場合を含む。）において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、札幌市に届出（当該行為をしようとする者が国の機関又は地方公共団体である場合には、札幌市に通知）をしなければならない。ただし、景観法第 16 条第 7 項に掲げる行為及び景観の形成に影響を及ぼさないと市長が認める行為を除く。 ⑴　建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる大規模な修繕若しくは模様替え又は外観の過半にわたる色彩の変更 ⑵　高さ 1.5mを超える塀もしくはさくの新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる大規模な修繕若しくは模様替え又は外観の過半にわたる色彩の変更 ⑶　広告物の表示、移転若しくはその内容の変更又は広告物を掲出する物件の設置、改造若しくは移転（札幌市屋外広告物条例第３条第１項又は第４条第１項の規定による許可が必要なものに限る。） 2「景観まちづくり推進区域」内において、太陽光発電設備（直に地上に設置し、かつ、パネルの面積が合計 50 ㎡を超えるものに限る。）の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる大規模な修繕若しくは模様替え又は外観の過半にわたる色彩の変更をしようとする者は、あらかじめ、札幌市に届出（当該行為をしようとする者が国の機関又は地方公共団体である場合には、札幌市に通知）をしなければならない。

附則１　この指針は、令和４年４月１日から施行する。

附則２　この指針の規定は、施行の日から 90 日を経過した時点においてすでに着手している行為については適用しない。ただし、「モエレ沼公園・サッポロさとらんど周辺地区利便性向上施設認定要綱」の認定に係るものに関する行為についてはこの限りでない。

附則３　国の機関又は地方公共団体が行う行為で、景観法及び札幌市景観条例で届出対象行為とならないものについても、この指針を踏まえるものとする。

備　考　用語の定義は、景観法及び札幌市景観条例並びに札幌市景観計画の例による。

別図1

この指針における対象区域は、上図に示す「**景観まちづくり推進区域**」を範囲としていますが、この区域線にとらわれず景観まちづくりの取組が展開されることを想定しています。

「**景観まちづくり推進区域**」のうち、モエレ沼公園及びサッポロさとらんどに隣接する道路の中心線から一定の範囲（市街化調整区域の部分に限る）を「**景観誘導区域**」に指定し、届出協議によるよりきめ細やかな取組を進めます。

【凡例】

- モエレ沼公園（札幌景観資産第32号）
- 景観誘導区域
- 景観まちづくり推進区域
- 指定路線
- 視点場

別図2

高さと道路境界からの後退距離の考え方

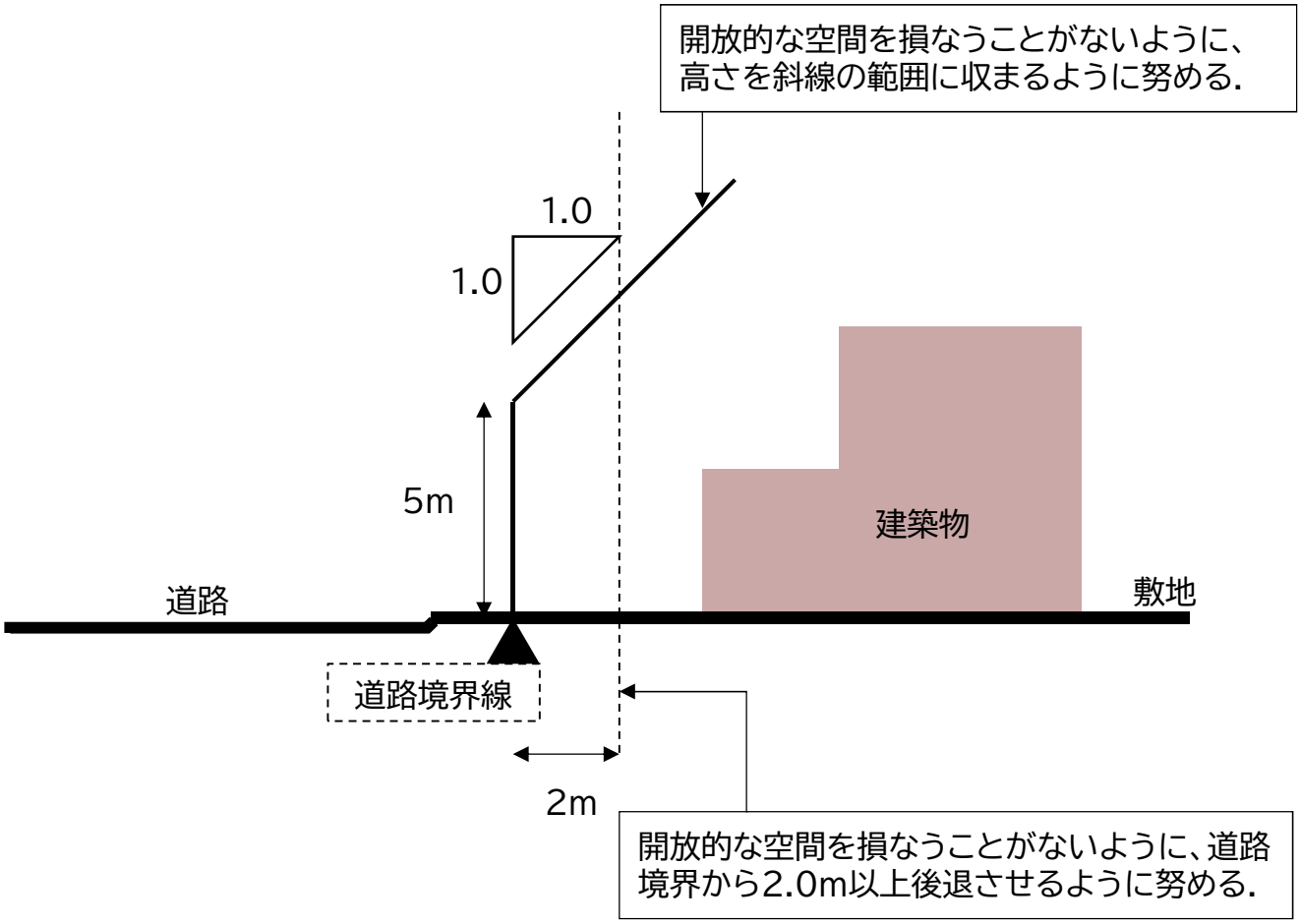

モエレ沼公園・サッポロさとらんど周辺地区　地域カラー　【別図３】

以下の16色及びその近似色を、当地区における地域カラーとする。

MS-1 新雪-しんせつ-

MS-2 乳白-ミルキースノー-

MS-3 鈴蘭-すずらん-

MS-4 氷白-アイスグリーン-

MS-5 雪灯-ゆきあかり-

MS-6 札幌玉葱-さっぽろたまねぎ-

MS-7 白樺-しらかば-

MS-8 薄-すすき-

MS-9 カフェ・オーレ

MS-10 リラ霞-りらかすみ-

MS-11 羊ヶ丘-ひつじがおか-（アクセント色）

MS-12 モエレ山-もえれやま-（アクセント色）

MS-13 煉瓦-れんが-（アクセント色）

MS-14 吹雪-ぶりざーど-

MS-15 藍の里-あいのさと-（アクセント色）

MS-16 月無夜-みっどないと-（アクセント色）

【特記事項】

・この地域カラーは、色彩計画の専門家である宮内博実氏（静岡文化芸術大学名誉教授）の助言のもと、地区の現地環境色調査及びイメージ調査結果を参考とし、「札幌の景観色70色」を中心に当地区に特に馴染むと考えられる色を選定したものである。

・各色の近似色については、「札幌の景観色７０色色彩景観基準運用指針等」を参照のこと。

・「MS-12 モエレ山-もえれやま-」のマンセル値：75ＧＹ3.0/4.0

【凡例】

色名

（色の位置づけ）

※この資料は印刷による表現であり実際の色とは異なるため、正確には塗装見本を参照して下さい。